

特別児童扶養手当のご案内

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

特別児童扶養手当を受給するには、お住まいの市町村へ申請手続きが必要です。
詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

手当を受けられる方（支給要件）

- ◆ 20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。
- ◆ ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は受給できません。
 1. 受給者（申請者）や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき。
 2. 対象児童が、児童福祉施設等に入所しているとき（ただし、通園している場合は除く。）。
 3. 対象児童が、障害を事由とする年金を受けることができるとき。

手当額（令和7年4月分から令和8年3月分まで）

区 分	1 級	2 級
月 額	56,800円	37,830円

所 得 制 限

- ◆ 受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。
- ◆ 所得制限の額については、扶養親族の数などによって異なります。詳しくは、お住まいの市町村までお問い合わせください。

扶養親族等の数	受給者（申請者）	配偶者及び扶養義務者
0 人	4,596,000 円未満	6,287,000 円未満
1 人	4,976,000 円未満	6,536,000 円未満
2 人	5,356,000 円未満	6,749,000 円未満
3 人	5,736,000 円未満	6,962,000 円未満
4 人	6,116,000 円未満	7,175,000 円未満
5 人	6,496,000 円未満	7,388,000 円未満
6 人目以降	1 人につき 380,000 円加算	1 人につき 213,000 円加算

【注】 地方税法上の所得額とは、控除の種類等が異なります。

各等級の障害の状態 <障害認定基準>

区分	1 級	2 級
視覚 ・視野	1 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの 2 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの 3 ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの 4 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの 2 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの 3 ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 5 身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
聴力	5 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	6 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
平衡	—	7 平衡機能に著しい障害を有するもの
咀嚼 ・嚥下	—	8 そしゃくの機能を欠くもの
音声 ・言語	—	9 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
肢体 不自由	6 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両上肢の全ての指を欠くもの 8 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 9 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 10 両下肢を足関節以上で欠くもの 11 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	10 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 11 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 12 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一上肢の全ての指を欠くもの 14 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 15 両下肢の全ての指を欠くもの 16 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 17 一下肢を足関節以上で欠くもの 18 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 19 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
内部 障害	13 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	20 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
知的 ・精神	14 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	21 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
重複 障害	15 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	22 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

標準処理期間について

認定請求等の処理の目安となる期間（標準処理期間）は、認定請求書等が提出された日の翌日から起算して「60日」となっています。ただし、不備な書類を補正するための期間などは、この標準処理期間に含まれません。

★ 詳しくは、宮城県保健福祉部障害福祉課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/guide-tokuji.html>

お問い合わせ先

- 各市町村担当課
- 宮城県保健福祉部
障害福祉課企画推進班

電話 022-211-2538